

議案 3  
資料No. 3

江田島市公共交通協議会  
令和 3 年 5 月 1 4 日

江田島市公共交通協議会規約の一部を改正する規約案について

令和 3 年 5 月 1 4 日提出

江田島市公共交通協議会会長 土手 三生

提 案 理 由

江田島市地域公共交通計画の作成に伴い、現行規約の一部を改正する必要があるため、江田島市公共交通協議会規約（平成 2 1 年規約）第 3 条第 6 号の規定により、協議会の議決を求める。

## 江田島市公共交通協議会規約の一部を改正する規約

江田島市公共交通協議会規約(平成21年規約)の一部を次のように改正する。

第1条中「地域公共交通網形成計画(以下「計画」という。)の作成及び実施に関し必要な協議等を行なうため」を「地域公共交通に関する計画(以下「計画」という。)の作成及び実施に関し必要な協議等を行うため」に改める。

附 則

この規約は、令和3年5月 日から施行する。

江田島市公共交通協議会規約の一部を改正する規約案新旧対照表（抜粋）

改正部分抜粋 下線部について改正

改 正 案	現 行
<p>(設置及び目的)</p> <p>第1条 江田島市公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通に関する計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議等を行うため、</u>又、道路運送法（昭和26年法律第183号）第1条の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な船舶及びバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の实情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置する。</p> <p><u>附 則</u> この規約は、令和3年5月 日から施行する。</p>	<p>(設置及び目的)</p> <p>第1条 江田島市公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通網形成計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議等を行なうため、</u>又、道路運送法（昭和26年法律第183号）第1条の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な船舶及びバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の实情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置する。</p>

## 江田島市公共交通協議会規約（案）

制定 平成21年6月11日  
改正 平成21年7月8日  
改正 平成22年5月10日  
改正 平成23年4月1日  
改正 平成26年1月30日  
改正 平成26年4月28日  
改正 平成28年5月31日  
改正 令和3年5月 日

### （設置及び目的）

第1条 江田島市公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、**地域公共交通に関する計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議等を行うため**、又、道路運送法（昭和26年法律第183号）第1条の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な船舶及びバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置する。

### （事務所）

第2条 協議会は、事務所を広島県江田島市大柿町大原505番地の江田島市役所内に置く。

### （事業）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- （1）計画の策定及び変更の協議に関すること。
- （2）計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- （3）計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- （4）地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- （5）市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- （6）前5号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

### （協議会の委員）

第4条 協議会の委員は次に掲げる者とする。

- （1）江田島市副市長
- （2）江田島市企画部長
- （3）一般旅客自動車運送事業者
- （4）一般旅客自動車運送事業者の運転手の代表者
- （5）一般旅客定期航路事業者
- （6）一般旅客定期航路事業者の船員の代表者
- （7）タクシー事業者
- （8）利用者又は住民の代表
- （9）国土交通省中国運輸局長又はその指名する者
- （10）国土交通省中国運輸局広島運輸支局長又はその指名する者

- (11) 広島県地域政策局長又はその指名する者
- (12) 道路管理者
- (13) 広島県警察江田島警察署長の指名する者
- (14) 学識経験者その他協議会が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は4年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第6条 協議会には、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、副市長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、江田島市企画部長をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長は委員の互選により定める。

- 2 会議は、半数以上の委員が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議決方法は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 前5項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、江田島市企画部企画振興課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、江田島市公共交通協議会事務局規程に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を1人置く。

- 2 協議会の出納監査は、江田島市自治会連合会会長が行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、江田島市公共交通協議会財務規程に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成21年6月11日から施行する。

附 則 (平成21年7月8日江交協第3号)

この規約は、平成21年7月8日から施行する。

附 則 (平成22年5月10日江交協第1号)

この規約は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日江交協第6号)

この規約は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年1月30日江交協第4号)

この規約は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年4月28日江交協第1号)

この規約は、公布の日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年5月31日から施行し、改正後の江田島市公共交通協議会規約第2条の規定は、平成28年7月25日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年5月 日から施行する。